

令和元年度の移住・定住を促進するための支援事業をお知らせします。市民の皆さんのご家族やお知り合いなどで上十三・十和田湖広域定住自立圏※外にお住まいの人へぜひお知らせください。

なお、下記以外にも申請に係る要件がありますので、移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。お問い合わせください。

❖ 移住を検討されている人は、お試しで滞在してみませんか？

❖ 移住お試し滞在支援事業

上十三・十和田湖広域定住自立圏外にお住まいで、移住の検討を目的として本市に滞在する人を対象に、宿泊費・交通費の一部を補助します（中学生以上の同行者は1人まで同額を補助）。

▶補助金額 居住地により1人当たり2,000円～20,000円（例：宮城県在住者5,000円、東京都在住者10,000円）

❖ 移住お試し住宅事業

上十三・十和田湖広域定住自立圏外にお住まいで、移住の検討を目的として本市に滞在する場合に、移住お試し住宅を2泊3日以上9泊10日以内の範囲内において、無料で利用できます。

❖ 移住を決めた人に、住宅の取得などを支援します

❖ 移住・定住住宅取得等支援事業

平成27年4月1日以降に、上十三・十和田湖広域定住自立圏外から本市に転入し、令和2年3月31日までに取得した住宅に入居する人を対象に、住宅取得費用の一部を補助します（中古住宅の取得は、上十三・十和田湖広域定住自立圏からの転入者も対象）。

▶補助内容

補助対象住宅	補助対象経費	補助金の額
新築住宅	建築費（購入費）	補助対象経費の10分の1（上限100万円）
中古住宅	購入費（改修費）	補助対象経費の2分の1（上限50万円）
補助対象世帯		上乗せ補助金の額
若年夫婦世帯（夫婦いずれも40歳未満）		10万円
子育て世帯（妊婦または18歳未満の子がいる世帯）		10万円（妊婦、子1人に付き）
3世代同居世帯（妊婦または18歳未満の子と夫婦いずれかの親がいる世帯）		10万円

❖ 移住・定住引っ越し支援事業

本市への転入前に移住お試し滞在支援事業や移住お試し住宅を利用し、平成31年4月1日以降に上十三・十和田湖広域定住自立圏外から本市へ転入する人を対象に、引っ越し費用の一部を補助します（移住・定住住宅取得等支援事業との併用は不可）。

▶補助内容

補助対象経費	補助金の額
引っ越し経費（転入前の住宅における家財道具の移転などの経費）	補助対象経費の3分の2（上限20万円）

❖ 同窓会で旧友と交流をしませんか？

❖ 同窓会支援事業

市内で開催される市内の小学校、中学校、高等学校および大学の同窓会経費の一部を補助します。

▶補助内容

要件（対象年齢）	要件（出席者数）	
20歳から39歳までの人	10人以上 （うち上十三・十和田湖広域定住自立圏外にお住まいの人が3人以上）	
40歳以上の人	20人以上 （うち上十三・十和田湖広域定住自立圏外にお住まいの人が5人以上）	
補助対象経費		補助金の額
①市内の飲食店などに支払う同窓会の開催経費	①・②のいずれか低い額（上限5万円）	
②出席者数×2,000円		

※上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。